

CITIZENS FORUM for RENEWAL

No. 129

2002年1月号

(社)行革国民会議 東京都千代田区麹町2-3 麹町ガーデンビル9階 電話03-3230-1853 FAX03 3230-1852

<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku>

行革国民会議ニュース

市民税調の検討方向

事務局長 並河 信乃

これからの税金の仕組みやその使われ方を市民の視点から考えていくために、「市民税調」を立ち上げる計画を進めていることは、前号でご報告しました。今年に入って、何人かの有志と、一度は郊外での泊りがけで、あと一度は国民会議の事務所で、どのような角度からなにを取り上げるべきかについて議論を行いました。大勢での議論をする前に、少し頭を整理しておきたいというのがその狙いです。とはいえ、問題は非常に深く広いため、まだ、十分な準備が出来てはおりません。皆様方からのご意見を伺うためにも、とりあえず、これまでの議論を私見を交えてご紹介しておきたいと思います。

なお、議論に参加したのは、安藤博(東海大学教授)、岡田幹治(元朝日新聞論説委員)、賀来景英(大和総研副理事長)、後藤仁(神奈川大学教授)、佐野正人(日経消費経済研究所主任研究員)、須田春海(市民運動全国センター代表世話人)と三国陽夫(三国事務所代表)と並河です。このメンバーは固定的でなく、さらに何人かの参加を得て、議論の幅を広げていく予定です。

1 なんのために議論を行うのか

「税制の抜本改革」ということを小泉首相も言い出し、政府税調や自民党税調、あるいは経済財政諮問会議などで議論が始まりました。しかし、だからわれわれも議論を行うというのではありません。

もともと、市民税調を立ち上げる計画は、すでに昨年5月の市民立法機構で決まっております。「市民社会を強くする方法」のひとつと

して、「奪られる税から納得して支払う税へ」という考え方で、中央政府レベルだけでなく自治体レベルでも市民税調をつくろうと呼びかけたわけです。自治体議員のなかには関心を寄せたところが1~2ありましたが、まだその具体的な動きはありません。しかし、それを待っているのではなく、こちらから働きかけを行うためにも、中央政府レベルの動きも始めなければならぬということで、秋から準備に入ったわけです。

小泉首相が何を考えているのかはわかりませんが、財政当局は当然のことながら、今の危機的な財政状況を打開するための増税が頭にあると思います。また、今の底なしの不況を脱するために、経済を活性化し再び成長路線に引き戻すための手段として税制を考えている向きもあります。

しかし、われわれ市民が税金の問題を考えるときは、なんのために税金を払うのか、払うに値する仕事を政府はしているのか、税金を払う以外に違った方法はないのかといった観点から考えていく必要があると思います。使う立場あるいは徴収する立場の議論ではなく、払う立場の議論を展開できなければ、わざわざ「市民税調」を立ち上げる意味はありません。しかし、「払う立場の議論」とはわかったようでまだ十分わからないところがあります。それをいかに鮮明にできるかが、これからの課題です。

2 財政状況の認識

今の財政が危機的であり放置できないことは、

どのような立場に立っても、うなずけるところです。税収が落ち込み支出が膨らめば赤字になるのは当然ですし、赤字を減らそうとすれば、税収を上げることと歳出を減らすことの組み合わせで物事を考えるしかないのも当然です。国債がいくら増えても、国民の右のポケットから左のポケットに勘定が移るだけという説もありますが、そんな単純な話ではないでしょう。現に、日本政府に対する信用が国際金融市場で落ちており、これを放置すれば一気に破局を迎えることもありえないわけではありません。そんな暢気な状況ではない、危機は目前に迫っているというひともあります。目前かどうかは別として、ここでなにもアクションをとらないということであるならば、信用失墜を加速することは確かです。これは財政当局や為政者だけでなく、市民にとっても重要な関心事です。ですから、財政の危機的な状況について認識はわれわれも共有し、議論の基礎に置いておきたいとおもいます。

財政危機を認識したからといって、われわれがここで一瀉千里に増税路線に駆け込むことにはなりません。昨年来、財政の構造改革ということが叫ばれてきました。しかし、2002年度の政府予算案をみて、なるほど財政構造は大きく変わったと実感できるものではありません。公共事業の伸びを抑えたり、特殊法人への支出を減らしたりする量的な縛りは少しくつなくなっただけかもしれませんが、「構造」はなにも変わっておりません。「ためらい傷」のようなものを2つか3つつけて、「もうやめた」というわけにはいきません。そうしたなかで、安易な増税に道を開くことは、折角始まるようとしている財政構造改革の腰を折ることになります。

もともと構造改革などは出来ないし、する気がないのだと達観する向きもあるかもしれませんが、今の財政構造を改革する必要性を認めているならば、それに水をかけることは控えるべきでしょうし、政府にやる気がなければ、それをやらざるを得なくするように追い込むことが必要でしょう。いまさら昔話をするのもいがかかと思いますが、20年前の土光臨調の「増税なき」というスローガンは、政府を追い込むための「かんぬき」でした。土光臨調の失敗は「かんぬき」1本に頼ったためで、「かんぬ

き」を掛けたこと自体が間違っていたわけではありません。これからの税金問題を考えるときも、この「かんぬき」は大事にしたいと思います。税を払うかどうかを決める権限は、最終的には市民にあるのですから、その最大の武器を使わない手はありません。

3 構造改革と税

昨年来、財政に限らず構造改革のスローガンが叫ばれ続けてきました。「官から民へ、国から地方へ」というわけですが、ここでその細かな揚げ足取りは控え、構造改革とはそうした流れを加速させることであるとしておきます。となれば、これから議論する税金の話も、もしも抜本改革を行うというのであれば、こうした構造改革と平仄を合わせたものでなければならぬはずで

す。「国から地方へ」という問題は、その実現性はともかく、税の問題と比較的に結び付けて考えることが出来ます。いま国税となっているものを地方税にすることがその基本です。ただし、地域間で経済力に大きな差がありますから、単純に税源を地方に渡せば済む話ではありません。今の地方交付税制度や補助金制度の改革が、税源の移譲問題とセットで議論されなければならないこととなります。これは大変厄介な問題ですが、そうした問題範疇があることはすぐ理解できます。案を出すのは難しいけれども、なにを考えなければいけないかははっきりしているわけです。

なにを議論すべきかが曖昧なのが「官から民へ」という問題です。ひとつははっきりしています。それは寄付税制です。市民が、なにか社会的サービスについて、これは政府ではなく、（たとえば）NPOにやってもらおうと考えたとき、税金を払うのではなくそうした民間の組織に寄付を行うようにすることです。税の代わりに寄付をするわけですから、その分税金を払わなくてもいいことは当然です。こうした制度が実現すれば、日本のNPOもたとえば陰の外務大臣といわれる鈴木氏にご機嫌を取らなくても自力で活動が出来るようになるわけです。もちろん、こういう制度の実現は「言うは安く行うは難い」ことであることは事実です。しかし、そうした問題が重要であることは既に日本の中

でも広がってきております。

また、これとの関連で、相続税の問題も出てきます。いまは相続税を軽減する話が出ていますが、もし税金として取られるよりも寄付をした方がいいという機運を盛り上げるためならば、相続税は高くした方がいいということにもなります。もちろん、相続税を高くすれば寄付が増えるという保証はありませんが、なんでも軽減すればいいというわけでもありません。また、税金として取られるとしたとき、それは今の国税でいいのか、むしろ地域に役立つというならば地方税の方がいいのかという問題もあります。さらに、相続税の議論をするときには、贈与税の問題も一応点検しておく必要もあるでしょう。

しかし、「官から民へ」という問題を寄付税制の問題だけにとどめておいていいかどうかを検討課題です。「官から民へ」というスローガンの意味は、単に小さな政府論だけをさすものでなく、日本の経済全体を官の支配から脱却させる方向で改革していくことだと理解すべきでしょう。となれば、日本の経済構造をそうした方向で改革するための税制ということも、重要な検討課題となるはずですが、もちろん、経済活性化のための税制論議は政府や自民党税調でも議論が始まっていますが、市民レベルではどのような議論が出来るかということが問題です。

ひとつの論点は、市民（あるいは家計といった方がいいのかもしれませんが）が投資をすることを助長する制度設計ができるかです。これは証券市場の不振打開のために言うものではありません。今日の社会を構成する重要な部門である企業部門（＝経済部門）に、市民がいかに参加していくかという問題です。既存の企業に投資することもあるでしょうし、自ら企業を興すこともあるでしょう。金融の世界では間接金融から直接金融へという考えがありますが、市民サイドからも、金融機関に預金をしてその運用をお任せするのではなく、直接投資をして経済部門に対する市民の発言権を強める考え方があっていいのではないかと思うわけです。発言権を強めるといっても、一株株主になって総会で騒ぐことではありません（騒いでもいいのですが．．．）。たとえば、環境配慮の企業には市民も株を買って応援するといったこともこれから増えてくるでしょう。そうした活動を市民が

しやすいようにするにはどうすべきか、税金面で工夫が出来ないかという問題です。企業であれば投資で失敗すれば損金処理できますが、個人ではそれが出来ません。借金でも、住宅ローン減税という部分的なものがありますが、一般的な制度として支払い金利を所得から費用として控除できません。つまり、家計も企業も同じ税金のルールが適用されるようにすべきなのか、すべきでないのか、出来るのか出来ないのかを検討してみたいと考えています。

4 市民生活と税・財政

市民生活の基礎は経済ですから、経済の動向に市民は無関心ではいられませんが、市民税調では景気刺激策としての税の問題は、ほかでも検討されるでしょうから、2の次3の次の課題にしたらかどうかと考えています。あえていうならば、市民はインフレ的な微熱経済を望んでいるのかどうかも疑問です。浮き足立った生活ではなく落ち着いた安定した生活、老後や万一のときに不安のない生活、そしてだれか特定のものがうまい汁を吸っていることがない公平な生活を望んでいるのだと思います。その実現のための手段を考えていくことが市民税調のひとつの目標です。おそらく、税だけでなく財政の問題も含めて考えざるを得ないでしょう。ただ、たとえば社会保障制度そのものが膨大な問題をはらんでいますから、そこに深入りをすればそれだけで大変です。それらの制度設計については、大枠の議論だけにとどめざるを得ないのではないかと感じています。

社会保障関連では、税か保険かという問題を避けるわけにはいきません。その際には、現在の社会保険料と所得税、消費税などとの比較が、特に逆進性の度合いの比較が鍵となるでしょう。また、これと目的税か一般財源かという議論も絡みつくこととなります。最悪の選択は税であれ保険料であれ負担が増える反面、給付やサービスの水準が切り下げられ、利用者負担が増えることです。財源調達の議論の前に、医療制度、介護制度、年金制度の改革が議論されなければならないことは当然です。負担は多少増えてもいいから、老後や不時のときに備えての貯金をしないで十分面倒をみてもらえる社会が、庶民にとっては一番の理想なのではと思うのですが、その

ためには政府がよほど信頼のできるものでなければならぬこととなります。そのためにはどうすべきか、これもあまり深入りは出来ませんが避けて通れない、基本問題です。

もうひとつの問題は、勤労についての考え方です。勤労所得と金融所得と区別して考えるべきかどうかによって、源泉分離か総合課税か所得税の設計も変わります。また、別次元の問題ですが、アンペイドワークの議論も出てくるでしょう。それによって、専業主婦控除の問題も取り上げなければなりませんし、昔から議論のある2分2乗方式の議論も行う必要があります。また、これに触発されて、主婦の3号被保険者の問題も出てくることとなります。立場立場で異なる意見を市民税調がどうするのかは、今考えても仕方がないことですから、議論しながら考えることにしたいと思います。

こうした控除のあり方を議論することは、課税最低限の問題と直結することとなります。また、控除がいいのか給付がいいのかも争点のひとつです。児童手当の是非、あるいは今後出てくる可能性のある教育バウチャー（切符）の問題などですが、政策手段としての有効性、公平性、さらには効率性などの面からみる必要があります。

なお、努力したものには報われる税制ということで、所得税の累進税率の緩和が行われてきましたし、今日でも一層のフラット化を図るべきだとの意見もあります。税金の議論を行うときには、ねたみやそねみ、羨望といった感情に流されないことが必要ですが、これ以上の累進税率の緩和が必要かどうか、その効果はどうかといった検証が必要でしょう。ベンチャー企業などを育成するという意見もありますが、それは株式の譲渡益課税の問題として処理すべきもので、所得税の問題にすぐさま一般化していいのかどうかは再検討の余地があると思います。

5 法人への課税

市民税調も法人課税の問題を無視することは出来ません。法人税は国際的な水準にまで引き下げられてきましたが、これはこれで当然だという観点で考えるしかないでしょう。いまさら擬制説とか実在説の蒸し返しをする余裕はありませんが、法人所得への課税は低くて構わない

のだという考え方もあります。しかし、現実に法人がさまざまな公共サービスを利用していることも事実ですから、所得課税ではなく外形標準課税の導入などが必要ではないかという意見もあります。しかし、そのタイミングとして、今がいいのか、もう少し経済状況が安定したときがいいのかは考慮すべき点でしょう。自治体の財政が苦しいから外形標準課税を早期導入すべしという考え方に対しては、少し距離をおくべきではないかという意見があります。

6 その他環境税など

環境税の議論が前々からありますが、一番問題なのは、環境を名目として単なる増税を行うケースです。もし、環境にかなりの効果を上げるような税制を考えるならば、かなりきつい税金にしなければならないでしょう。それが難しいからといって、薄く税をかけるだけならば、環境にはあまり効果がない、環境をダシに使った単なる増税策に過ぎません。では、具体的に一体どうすべきかを考えていく必要があります。

7 税の仕組み・情報

市民が税の問題で当局と争うことはなかなか困難です。行政法一般にも通ずることですが、法廷で争うところまではいきません。しかし、税金という極めて重要な問題の扱いが、こうした当局の圧倒的な優位な状況で済まされていていいのかどうかは問題です。

また、財政当局はさまざまなキャンペーンを張りますが、その情報の根拠などについては曖昧なことが多いのも問題です。たとえば、国民の4分の1が税金を払っていないとして課税最低限の引き上げの議論を財政当局は行っていますが、そもそもいかなる根拠でそのような数字が出てきたのか、仮にそれが正しいとしてもその水準は国際的に見て異常なのかどうかについて、十分な判断材料が市民に提供されていません。そもそも384万円の課税最低限という数字も、夫婦と子ども二人という家庭で、専業主婦控除（38万円）と特定扶養控除（16歳から22歳までの子どもについて63万円控除）をうけている計算ですが、今、この日本のどこにそういう家庭（標準家庭）がどのくらいいるのか全くわからないまま、キャンペーンが張ら

れているわけです。市民税調としては、こうした一方的な宣伝に惑わされないよう、情報の収集・分析も心がけていきたいと思えます。

8 今後のスケジュール

市民税調として、なにか纏まった考え方を打ち出すとすれば、今年10月ごろまでに出した

いと思っております。冒頭にも書きましたように、まず、少し議論の荒ごなしを行って頭を整理したうえで、いろいろな方々と議論を行い、詰めていくことにしたいと考えております。出来るだけ早くそうした会合も開きたいと考えております。

社会資本整備審議会都市計画分科会「中間とりまとめ」の論点

社会資本整備審議会の発足

昨年の中央省庁改革の一環で、省庁が統合された際、各省庁に設置されていた審議会も統合されたことは、あまり注目されていないようである。国土交通省が設置された際には、中央建設業審議会、道路審議会、公共用地審議会、河川審議会、歴史的風土審議会、都市計画中央審議会、住宅宅地審議会、建築審議会、国土開発幹線自動車道建設審議会の九つもの審議会が、社会資本整備審議会に統合された。国土交通省と同様に巨大になったこの審議会をいかに運営するかというと、社会資本整備審議会令により、産業分科会、道路分科会、河川分科会、歴史的風土分科会、都市計画分科会、住宅宅地分科会、建築分科会の七つの分科会が設けられ、分科会の議決を審議会の議決に代えることができる。こうなると、統合前とほとんど変わらないことは明らかである。委員の構成も、各分科会には、親審議会としての社会資本整備審議会委員のほか、臨時委員ということで、各分科会独自の委員も任命される。昨年7月に任命、諮問が行われた旧都市計画中央審議会にあたる都市計画分科会の場合、13名の親審議会委員のほかに、11名の臨時委員が新たに任命された。私たち、市民活動法人東京ランポの理事長、斎藤明子も、この臨時委員として任命された。ローカル・アクションNPOを略であるランポ(LANPO)の理事長が、国の審議会に入ることは是非はここでは問わないこととし、個人としての委嘱であっても「まちづくりNPO」の力量が問われていると考え、理事長のブレンとして内部でサポート委員会をつくり、取り組んできた。

市民活動法人東京ランポ理事 早川 淳 審議会への諮問事項

国土交通大臣からの諮問事項は、「国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか」であるが、具体的な諮問の趣旨としては、

民間の都市活動を促す都市計画の枠組み
木造密集市街地解消のための方策

21世紀型都市再生のビジョン

次世代参加型まちづくり方策

が挙げられた。このうち、前二者については、2年間の任期にも関わらず、たった半年6回の審議(うち1回は建築分科会と合同会議)で、この1月25日に「中間とりまとめ」を策定した。このことは、都市再生本部や総合規制改革会議などの意向を受けた今年の通常国会での法改正に間に合わせようという狙いが明らかである。この「中間とりまとめ」に対し、東京ランポのサポート委員会としての見解を作成したので、ここではその内容をかいつまんでご紹介させていただく。

原則と例外が転倒している方向性について

「中間とりまとめ」が前提としている都市の方向性や都市計画制度認識は、大変疑問である。「新たな都市計画の枠組みの必要性」(以下、かぎカッコ内は、「中間とりまとめ」からの引用)において、「建築確認によって最低限の土地利用規制が担保される仕組みは、...低密度利用に寛大で...民間建築活動を阻害する要因」と指摘され、「超高層ビルの建築が普及し一般化する時代」に合わせて制度を変えるという考え

方は、21世紀の都市像を超高層ビルが林立するものとしており、都市計画分科会のなかでも合意となっているとはいえない、偏った見方である。私たちは、現行の最低限の土地利用規制の範囲内でも、日照や景観の悪化に対する近隣紛争が多数生じている現状を鑑み、まずは住民合意を第一とした街並みを形成するために都市計画制度が有効に働く方向性をとるべきだと考える。現行の都市計画制度は、その是非はともかく「最低限の土地利用規制」を定めているのであって、実際には容積率等の最高限度を定めて、その範囲内で自由な建築活動を認めているものである。「現行の用途地域による都市計画・建築規制」は、もとより過大な「民間建築活動の制約」なのである。「最低限の規制」が、「優良な民間建築活動の阻害」であるという認識は、現行制度の根幹を否定するものであろう。

現行の制度では「最低限の土地利用規制」が原則であって、その枠には収まらない建築物について、景観や周囲の空地率や住宅供給などのプラス要因を含めて総合的に配慮したうえで、選挙で選ばれた首長である「特定行政庁」が「許可」をする例外を認めているのである。「中間とりまとめ」では、この例外を本来のものと考えて原則を見直そうという本末転倒の方向性が示されている。私たちは、この例外許可を、単に首長や建築審査会にみに委ねるのではなく、地域住民を中心に多様な主体が協議して定める仕組みを提案したい。

再開発地区計画について

同様に「新たな都市計画の枠組みの必要性」において、「平成12年の都市計画法の改正では、再開発地区計画（地区計画等）について住民等からの案の申出が法定化」されたと書かれている。私たちの理解では、この改正は「最低限の土地利用規制」では一律に定められない、地域の実情に合わせたきめ細やかな規制を強化する地区計画の案について住民の申出ができるようになったのである。高度利用を誘導し規制を緩める、例外的な制度で地区計画「等」に含まれる「再開発地区計画」をことさら都市計画法第16条の改正の趣旨とするのは、「民間都市開発事業者」にとっても誤解を与える表現であるばかりでなく、本来の地区計画の趣旨を歪

曲するものである。

すなわち「今後の検討の方向性」のなかの「地区計画制度の見直し」において、「多様なメニューがあり活用されているが、制度が複雑で分かりにくいとの批判がある」地区計画について、「再開発地区計画及び住宅地高度利用地区計画を地区計画に統合する」とあるが、そうではなく、本来の地区計画の例外として付け加わってきた高度利用誘導型地区計画をはっきり分け、別のものとする方がわかりやすくなるであろう。このことは、民間による都市計画の提案制度自体を、高度利用をめざす「民間都市開発事業者」と資産価値を増やそうとする「土地所有者」を中心に考え、そのことによって悪影響を被る「住民等」は二の次となっていることの一例である。

「特定の地域」とは何か？

「今後の検討の方向性」のなかの「良好な市街地の整備を実現するための新たな土地利用計画の仕組み」の冒頭で、「都市の再生の拠点として緊急に整備を図る特定の地域」なるものは、昨年の5回の審議ではまったく出ていなかったものである。これは、1月後半ににわかに新聞報道されはじめた「都市再生特別措置法案」にある「都市再生特別地区」を急遽盛り込むことになったものであることは明らかである。都市計画の原則を取っ払うという区域が広範に広がることは、都市計画の枠組みを審議しているこの分科会の審議をないがしろにするものである。この点については今後、審議会はもちろん、特定の地域のみ民間都市開発事業者に優遇されることについて、当該地域の住民をはじめ国民的に十分議論するべきものである。

第二種市街地再開発事業のあり方について

「都市づくりの事業手法について」のなかの「民間の資金、ノウハウを活用する観点からの市街地再開発事業の見直し」において、「土地所有者等の参画した株式会社等について、第一種及び第二種市街地再開発事業の施行権能を付与」することには、大変な問題が含まれている。とりわけ、第二種については用地の全面買収型であり、これを株式会社にまかせることはバブル期に横行した「地上げ」を誘発することにつ

ながら。当時トンネル株式会社が設立されて盛んに行われた地上げ屋の横行が行われない保証はない。このことは、今回の「都市再生」の方向性が、バブル経済の反省を全く行わず、80年代と同様の「民間活力導入」のための「規制緩和」により「土地を流動化」することによって、経済を活性化しようという、高度成長期の遺物に向かうもので、都市型社会となった現状にまったくそぐわない時代錯誤なものであることを明らかにしている。われわれは、短期的に変動する景気浮揚のために、百年の計である都市計画を利用することには反対である。

さらに、この点の<留意すべき事項>として「転出者に対する5,000万円控除等の税制上の特例措置」は、コミュニティの破壊につながるものである。コミュニティの形成をまちづくりの目標に掲げる私たちとしては、まず住み続けられるための施策を優先すべきだと考えている。住み続けるための施策がないなかでの、この提案は到底受け入れられない。

今後の方向

いずれにせよ、「中間とりまとめ」は策定され、次回の分科会再開は5月以降ということである。私たちは、今回の「中間とりまとめ」は、作成主体の都市計画分科会の合意ともなっており、内容的にも多くの疑問や課題が残されているものだと考える。今回の「中間とりまとめ」は、あくまで中間案として広く国民に示し、十分な議論を経たうえで見直すべきものである。私たちは、諮問の趣旨 と の議論は結論とし、今後 と のみの議論に進むのではなく、「中間とりまとめ」をパブリック・コメントにかけ、今後の都市計画分科会の審議によって「最終答申」に向けてもう一度全体を見直した「中間案」を示していただくよう要望していこうと考えている。

<事務局注>

東京ランポのHPは <http://www.la-npo.org/> です。都市計画問題にご関心がある方は、ご覧ください。

司法改革の情報公開を求める会を設立へ

情報公開クリアリングハウス 三木由希子

司法制度改革審議会をスタートラインに

2001年6月に司法制度改革審議会から発表された「司法制度改革審議会意見書 21世紀の日本を支える司法制度」(以後、「最終報告」)は、これからの日本の司法のあり方を提言した。そして、2001年11月に司法制度改革推進法が制定され、この1月から司法制度改革推進本部(以後、「本部」)が設置されている。また、本部には「司法制度改革推進本部顧問会議」と10の「検討委員会」が設置され、具体的な検討が本格的にはじめられつつある。

自明のことだが、司法制度改革審議会は最終報告という形でこれからの司法のあり方を示したが、議論はここで終わりというわけではない。これから最終報告に基づいて個別具体的に各司法制度が検討されることになるのだから、むしろこれからの議論が非常に重要だ。最終報告は、

その冒頭の「はじめに」の末尾で、「国民各位の幅広い理解と支持が得られ、当審議会が本意見で提言する諸改革が力強く推進され、目指すべき理想の司法制度が早期に実現されることを切望する次第である。」としている。司法改革が国民の理解と支持のもとに実現するためには、これからの議論に私たちが積極的に参加をしていくことが何よりも肝要だ。

すでに、司法制度改革審議会の時と同様に、顧問会議や検討委員会の資料と議事概要は首相官邸のホームページ上に掲載され、その議論の一端に触れることができるようになっている。しかし、これからの議論にあたっては、単に公表されている資料だけでなく、これらを読み解きながら、さらに必要に応じて突っ込んで情報をとり、それをもとに議論を深めていく必要があると考えている。なにより、司法改革は最終

報告に出てくる「『この国のかたち』の再構築に関わる一連の諸改革の『最後のかなめ』」という言葉の通り、「国のかたち」を決める私たち一人一人に大きく関わる問題である。こうした改革であるからこそ、具体的な制度化にあたって十分な情報公開と、それをもとにした多くの人の参加が欠かせないはずである。そこで設立を目指しているのが、「司法改革の情報公開を求める会」（以後「求める会」）である。

司法改革の情報公開を求める会とは

求める会とは、私たちが自ら積極的に 2001 年 4 月に施行された情報公開法を利用して、司法改革に関連する情報の公開を徹底的に求めていこうというプロジェクトである。求める会の目的は、規約により「司法制度改革審議会最終報告に基づく司法制度改革を推進するため、その制度化において、関係機関に対して徹底した情報公開を求める。」とすることを予定している。会は目的に賛同するすべての人々に開かれたものであり、世話人を選任し事務局は特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス内におかれる。会の運営は、世話人と事務局で構成する運営委員会により行われるが、趣旨に賛同人の積極的な会の活動への関与も期待されている。

会の活動方針は、規約で以下のように定める予定である。

会に参加する人は、それぞれ司法制度改革のための情報公開を求め、または情報隠しを具体的に取り上げる行動を行い、会はこれを支援する。

公開された情報に基づき司法制度改革の実現のための政党、議員への働きかけを行う。

会に参加する人々の相互の連絡のため、会のホームページをもって会の活動を公表する。

こうした方針のもとに、求める会は積極的に情報公開を求め、さらに公開された情報を広く公表し、世論を喚起するとともに具体的な提案を行っていくことになる。実際には、求める会の正式な設立はまだされていないが、すでに司法改革の具体的な議論が進められていること踏まえて、必要な情報を政府に対して情報公開請求をする実質的な活動をはじめている。これまでに、東京大学・京都大学に法科大学院構想についての資料等の公開請求をしたほか、情報公開法と同時に通達により実施されている裁判所の情報公開制度に基づき、最高裁判所に対しても裁判員制度や裁判官の他職経験制度、弁護士任官制度、裁判官評価制度などの情報公開を求めてきた。

司法改革は 2～3 年の間に一通りの制度化を終えることになっている。限られた時間の中で、情報公開を進め具体的な提案を行っていくためには、求める会にはぜひさまざまな視点、立場からの積極的な参加をお願いしたいと思っている。特に、どのような情報の公開を求める必要があるのかについては、さまざまな方からのお知恵を借りながら、具体的な情報公開請求を行っていきたいと考えている。司法改革に関心のある方からの求める会への参加をぜひお願いしたい。なお、お問合せ等は、情報公開クリアリングハウス内に設けられた、司法改革の情報公開をを求める会（TEL.03-5367-8635，FAX.03-5367-8636，E-mail：johokoukai@nifty.com）で受付けている。

目 次

1	市民税調の検討方向	事務局長 並河 信乃	1
2	社会資本整備審議会都市計画分科会「中間とりまとめ」の論点	市民活動法人東京ランポ理事 早川 淳	5
3	司法改革の情報公開をを求める会を設立へ	情報公開クリアリングハウス 三木由希子	7